

令和 5 年度町政懇談会議事録

- 1 日 時 令和 5 年 10 月 25 日（水）10：00～11：40
- 2 場 所 TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口（仙台市）
- 3 出席者 伊澤町長、徳永副町長、平岩副町長、舘下教育長、横山復興推進課長、中里住民生活課長、相楽健康福祉課長、中野農業振興課長、朝田戸籍税務課長、鈴木秘書広報課主幹、松原支援員（11 人）

4 町民出席者 5 人

5 町長あいさつ概要

今年度の町政懇談会は、残る帰還困難区域の避難指示解除に向け、先行的に下長塚及び三字行政区で除染を実施することとなった特定帰還居住区域復興再生計画について、令和 6 年度町税の課税の方向性について、除染後農地の保全管理から営農再開について、町内のごみの出し方について、お墓参りの際のコールセンターの受付について説明し、町政全般について皆さまからのご意見をお伺いしたい。

○町内復興の取り組みについて

1) 駅西地区生活拠点等の整備については、町民の皆さまの帰還や就業者、移住者向けの生活環境を整備している駅西住宅は、戸建住宅 30 戸、集合住宅 56 戸の計 86 戸を県が代行して段階的に進めており、北エリアについては全 39 戸の建設が完了した。現在 39 戸のうち 35 戸に入居されている。南エリア 47 戸については、昨今の世界情勢の大幅な変化により資材調達に時間を要し、当初予定から 7 カ月遅れの令和 6 年 5 月末入居予定となっている。南エリアについては、全 47 戸のうち事前登録にて 15 戸が入居予定となっており、残りの 32 戸については、令和 6 年 1 月頃を目途に入居者の募集を開始する予定。

2) 駅東地区の整備については、復興まちづくり計画（第三次）において旧町体育館跡地に商業施設の整備や国登録有形文化財に指定された旧田中医院の洋館を活用した交流の場の創出など、駅前から双葉厚生病院までの通りを町が先行して整備を行い、そこから波及して民間事業者などが参入し駅東に広がっていきけるような方策などを検討し進めていく。

駅東周辺での商業施設の整備については、現在、建物の設計をしている。商業施設の担い手となる事業者の公募を行い、3 件の業者と現在調整を行い、令和 7 年度のオープンを目指して進めている。

また、役場庁舎隣接地へ小売店の整備も計画しており、町民の皆さんの生活環境の向上につなげていきたいと考えている。

3) 特定復興再生拠点区域内の営農再開への取り組みについては、除染後の農地は、羽鳥地区をはじめ町内 6 地区において、営農再開に向けた保全管理が行われている。本事業は、原則避難指示解除後 3 事業年度とされている。本町においては令和 6 年度までがその実施期間となっている。

令和 2 年度に策定した双葉町地域営農再開ビジョンにより、令和 7 年度の営農再開に向

け、地区ごとの話し合いによる地区の担い手選定や営農計画づくりを支援していく。特定復興再生拠点区域外の農地については、除染後に営農再開できるように、避難指示解除された地区同様、地区での話し合いによる営農計画づくりが進められるように支援していく。

4) 町内の防災対策については、今年度から防災行政無線を運用開始し、防災情報を屋外スピーカーや各家庭に貸し出し可能な戸別受信機を通じてお知らせする。災害が発生した場合には必要に応じて町コミュニティセンターや産業交流センターに避難所を開設する。本年8月には、地域の安全・安心を守るため双葉町消防団の基幹分団である第1分団と第2分団の拠点となる消防屯所を先行的に整備し完成した。

5) 町内の学校再開については、町内に町民の方が戻るとともに、新しい町民の方が転入され、それぞれの暮らしが始まっている。現在町内にお住まいの世帯の中にも就学児童・生徒がおり、浪江町の学校へ区域外就学している。

町内での学校再開へ向けた取組みにつきましては、本年5月に双葉町学校設置検討委員会を立ち上げ、町内での学校再開に向けて、学校教育の在り方や再開時期等について検討を進めている。

○高速道路通行料金、医療費の一部負担等の免除について

高速道路の無料措置については、無料措置期間が延長となり新しい通行カードがお手元に届いていることと思いますが、さらに延長となるよう引き続き国に求めていく。

また、医療費の一部負担金等の免除、その他、現在実施されている町民に必要な生活再建に係る支援等についても引き続き継続されるよう、国及び県、関係機関に働きかけていく。

6 説明

- ①特定帰還居住区域復興再生計画について（中里住民生活課長）
- ②令和6年度町税の課税の方向性について（朝田戸籍税務課長）
- ③農地の保全管理から営農再開について（中野農業振興課長）
- ④町内のごみの出し方について（中里住民生活課長）
- ⑤お墓参りの際のコールセンター受付について（中里住民生活課長）

7 懇談概要

（下条：男性）

令和6年度通常課税について、現在住民票を双葉町に置いて避難しているが、特例措置は廃止になるのか。

（朝田戸籍税務課長）

住民票を双葉町に置いて避難している方は、令和5年度まで段階的に軽減措置していたが、令和6年度より軽減措置を無くし通常課税になる。双葉町に住民票がある方は双葉町に、事情があって転出された方は、現在住民登録している自治体に住民税を支払うことになる。

（下条：男性）

要するに、我々は仙台に避難しているが、住民登録のある双葉町に町民税を支払いなさいということになるわけか。

(朝田戸籍税務課長)

そのとおりである。今も段階的な軽減措置はあるが、双葉町に納めていただいている。

(下条：男性)

特例措置ではなかったのか。

(朝田戸籍税務課長)

住民税については、特例で軽減措置があるが、納めていただいている。

(下条：男性)

令和6年度から所得に応じて通常課税したいということか。

(朝田戸籍税務課長)

そのとおりである。

(下条：男性)

避難・受け入れ自治体に対して、国から特別交付税が4万円ほど出ているが、それはまだ活きているのか。今後もどのくらいの期間かはわからないが、続くのか。

住民税を払わずにお前たちは住んでいるんじゃないかと、仙台市は仙台市で、そのような非難が結構あった。住民税を双葉町に納めると、避難している我々は、要するに税金を払わずに住んでいる。国の特例措置は特別交付税として避難受け入れ自治体に出すのか。

(徳永副町長)

多分フリーライダーになってしまうということを心配されているかと思う。もともと避難先の方で、例えば、仙台市なら仙台市で双葉町からどれだけ避難しているかという統計を取って、国の方から復興特別交付税が後々一人当たり4万2千円単価で支払われている制度は今もあり、現在も続いている。避難している方が地元自治体に税金を払わないからどうこうという話ではなく、国の方からしっかりと避難を受け入れている分に見合う特別交付税をしっかり支払われているという認識であり、これはまだ続くというような状況にある。

(下条：男性)

住んでいない人が住民税を払うと、その住民税の利用方法というのは、本当に我々へ還元されるのか。双葉町に住んでいる人のために基本的に使われるのが住民税だから。住んでいない人のために使うのはおかしい。

(徳永副町長)

住民税は、一般財源となる。住民票が双葉町にある場合は、町の方に税金を払っていただくと、この財源は町の復興などにいろいろと使用されるようになるが、避難されている方の支援策に一般財源として回っていくようになっているので、広く避難されている方や町の復興に使っていくことになっている。

(下条：男性)

固定資産税について、先行解除区域というのは、2023年度で3年を経過して来年度も減免措置を考えているということですね。特定復興再生拠点区域についてはまだ2年だから7年まで続くのか。それで、先行解除区域は4年になるのですね。特定復興再生拠点区域は何年までなのか。まだ先の話だが。

(朝田戸籍税務課長)

この先行避難指示解除区域を解除しても人が「住むことができないというような解除」だったので、特定復興再生拠点と同じ割合で減免するというので、揃えていきましょうというような対応にさせていただいている。

(長塚二：女性)

そもそも、自分が住んでいるところが特定復興再生拠点区域なのか先行解除区域なのかわからない。

(伊澤町長)

住んでいたところは、長塚二なので、特定復興再生拠点区域になる。

(新山：男性)

固定資産税についてお聞きしたいが、住んでいたところを全部更地にしてしまっている。ある程度の土地によってはかなりの金額になると思う。家が建っている時の税金と家が更地の時の減免が2分の1とあるが、どこを評価しての2分の1なのか。何年か。震災の前なのか、現実にある今の値段の税金なのか。みんなが不安に思っているのは、将来性の医療費、税金など生活費の計画を作ることになる。迷っているがいずれ双葉に戻りたい。税金がいつになったら引かれてしまうのか。来年度は2分の1とあるが、私らは金額が全然わからない。調べればいいのですが、そこら辺の指導をお願いしたい。

(朝田戸籍税務課長)

先ほどのご説明の中で、住宅の建っていた土地。建っていれば6分の1の特例があったということをお話させていただいた。東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税の特例が、令和8年度まで続くということで、宅地の課税標準額を6分の1にするという規定が令和8年度まで継続するという事になっている。これについては、今後も続くようお願いしていきたいと思う。また、評価額について、5月に固定資産税の通知が届いていると思うが、その中に評価額があります。評価額については現在の評価額となっていて、震災前の約半分ぐらいになっている。

補足として、住宅が建っていた課税標準額は200平米までが6分の1、それ以上になると3分の1になっていく制度がある。約200平米は約60坪ほどということでよろしくお願いたしたい。

(伊澤町長)

わかりやすくいうと60坪ということ。

(新山：男性)

仙台では今60坪あれば家1軒建つけど、昔は100坪で言ったけど。田舎は何百坪もある。

(朝田戸籍税務課長)

宅地面積が60坪。住宅があって、人が住む家が建っていた時に200平米は6分の1で、それ以上の部分は3分の1という特例措置がある。これは震災前から同じようにやっていて、家を壊したら建物がなくなるので、もうそれで特例がなくなるということをお心配されていると思うが、被災住宅用地に係る特例で令和8年度分まで住宅用地とみなして、特例が継続される。

(下条：男性)

震災前のものでいいということ。

(朝田戸籍税務課長)

特例の内容はそのとおり。評価額の内容は今現在の評価となる。

(下条：男性)

震災前はその評価は基準・ルールが今言ったとおりで、それは、震災後も令和8年度までありますよということですね。建物が建ってなくて、要するに、令和5年度に評価し直したのではないか。

(伊澤町長)

震災前の評価よりは、簡単に言うとだいたい半分ぐらいの評価ということである。

(下条：男性)

2024年度の固定資産税の表だが、5年度と少し表現が違うけども、5年度と一緒になるか。表には条例2分の1と法令2分の1しか書いていない。

(朝田戸籍税務課長)

これについては、それぞれ2分の1にするという意味合いで、先行解除区域については地方税法の方が終わるので、条例で2分の1となる。

(下条：男性)

条例2分の1減免にして実質ゼロにするってこと。

(朝田戸籍税務課長)

実質2分の1になることである。2024というのは令和6年度の事である。

(下条：男性)

条例2分の1ということは法の2分の1は徴収するよってことか。ゼロではないってことか。

(朝田戸籍税務課長)

そのとおりである。2分の1課税させていただきたいということになる。

(下条：男性)

特定復興再生復興拠点区域は法2分の1免除というだけで、条例での免除はないわけか。

(朝田戸籍税務課長)

そのとおり。

(下条：男性)

それはおかしい。1年しかやってない。令和6年度は半分ということか。この表現はおかしいのではないか。

(朝田戸籍税務課長)

特定復興再生拠点を基準にして、法律に基づいて徐々に課税していきたいということである。これはずっと続くわけではなく、地方税法にのっとり課税をさせていただきたい。

(下条：男性)

この条例はどのように決めたのか。

(朝田戸籍税務課長)

1年間周知期間ということも含めて、今年度は課税免除ということで、先ほど別な方にも説明したとおり、固定資産税の減免、決定通知書をお送りさせていただいているので、評価額等を確認していただきたいというところだった。近隣町村もこのような取り扱いをしてたので、こちらの方を検討して、課税について皆さんにお伝えしたところである。

(下条：男性)

要するに法令に基づき免除というのは3年の期間がありますね。先行解除というのは法令と条例で実質ゼロにしたんですね。それで、今年もそれをしましたね。

(朝田戸籍税務課長)

先行解除区域、両竹・浜野ですが、こちらの方は住めない状態の解除ということで、他の地区と同じ条件で減免をしていこうということになりましたので、その説明を他の地区にもやっている。

(下条：男性)

要するに、先行地域は居住を認めないのか。

(伊澤町長)

津波被災地はみんなそうなっている。

(下条：男性)

条例の免除も法令の免除も3年間全部やりましたよと。特定復興再生拠点区域は住める区域だから、町は1年しか免除しないということか。来年、条制改正っていう動きをすれば、延びるのか。条例を制定すれば延びる可能性はあるのか。

(伊澤町長)

先ほども言いましたが、先行的に双葉町以外に避難解除したところと、横並びに判断するということである。双葉町だけ、他の自治体と比べ特別にというわけではなく、他と同じように出している。だから、長くするという事は、可能かもしれないが、他の町と格差が出てしまっておかしいことになる。

(下条：男性)

お金がある自治体なら条例でやるのは可能なんですね。

(伊澤町長)

やる気があればできる。

(下条：男性)

町は要するに来年度は法令の2分の1減税しかなくて、条例の適用はないから、課税になるということですね。3年は減免措置があると思っていた。大熊町、浪江町はやっているのではないか。

(新山：男性)

条例が各町で違うのか。

(伊澤町長)

通常課税になったとしても、震災前の評価額の半分ということですから、震災前よりは低いということである。

(新山：男性)

戻るにしても将来性が見えないので、遠い先、町をどのように持っていくつもりなのか。何か特色はあるのか。帰りたいというイメージが湧かない。帰りたくても生活に困る。3年後にはこうなりますよ、じゃあそれに向かってなんかしていこうっていう、仕事にしても何にしてもそうだけど。私は年だから、介護も関係してくるし、診療所はあるが、介護施設をもっと豊かにしていこうとか、特色とかが見えてこない。

(伊澤町長)

特色や将来性が見通せないということでしたが、双葉町は先を見通せるような現状ではないということをおあらかじめご理解いただきたい。ただ、不便さ、利便性というのは人そ

れぞれ感覚が違うと思う。私自身、昨年から1年ほど双葉町のホテル住まいをさせていただいてました。その時も特段不便さは感じていない。それで、9月から家を再建し、女房と2人で住んでいる。現在、生活をするうえで、何に不便さを感じるかということで、皆さんそれぞれの考え方になりますが、生活環境や、交通の利便性等いろいろなものがある。

それで、1つ、商業施設に関して言わせていただくと、双葉町役場の隣接地、北側の現在砂利の駐車場のところに、イオン東北と締結して、商業施設が建ち、生活必需品・生活雑貨等は補える状況になる。飲食店に関しても、旧体育館跡地に3店舗。医療施設は、今の駅西のところに診療所がある。さらに県立大野病院の再建が決まっている。介護は、当時双葉町に特別養護老人ホームがありました。ベッド数は80床と双葉町としてはかなりの規模となるような施設だった。現在は、双葉町民が一番多く住んでいるいわき市に仮設でせんだんを再建している。今問題なのが、帰還している人口が隣の浪江町にしても、双葉町、大熊町にしても、震災前の人口にしては、何分の1と、双葉町に関しては、1.5%の帰還である。震災前は各町独自の介護施設を持っていたが、今の各行政でやっていくのは厳しいだろうということで、広域連携で、お互いに協力し合ってやっていくという計画でいる。早急にとということではできないが、ここ数年で、利便性は何とか対応できると思っている。震災前の自分の生活環境を考えたときに双葉町内で、日常生活雑貨を買っていたかということそうではない。双葉の人は他の市町村に買いものに行くことが多かった気がする。地元で買い物ができるといふ点では、震災前よりは利便性は向上するのではないかと思う。

(新山：男性)

将来的に介護に力を入れていくとか、商業に力を入れていくとかそういったものに向かっていくのか。それとも、住民が帰ってこないというのであれば、タイアップでもいい。いろんな情報が流れて外国の人たちが入ってきているが、双葉町に帰りたいと思える特色があれば、帰るだろうと思える。漠然としていると帰りたいと思えない。私らが心配しているのは、将来、10年後、介護のお世話になるが、双葉町でもいいと思う。その代わり介護施設など特色があれば良いが、先が見えなくて不安に感じる。

(伊澤町長)

皆さんもまだ戻るのにまだ早いとか、まだ不安に思うのはある。人によって戻る意識の差があるのはしかるべきことだし、戻れる環境を作るのが我々の仕事である。特に先ほど言われた放射線の問題。これは特に誤解がないようにお話しさせていただくと、今回先行避難解除した地区、こちらは東京とほとんど変わらない線量です。0.04 μ Sv/h \sim 0.05 μ Sv/h とほとんど問題のないところである。我々が今いる特定復興再生拠点区域、双葉駅を拠点とした三字、下条、新山、長塚、羽鳥といった555ヘクタールといったところのすべて空間線量年間1mSvというわけではないが、駅周辺の大半のエリアは、空間線量率に関して、0.23 μ Sv/hをクリアしているエリアがほとんどである。放射線がゼロでないといけないという人がいるが、それはなりません。どこにいても0.0何 μ Sv/hというのはある。人体に影響がないということで、素人が判断するのではなくて、双葉町放射線検討委員会というのを立ち上げて、専門の先生に入ってください、問題ないと明言してもらっている。放射線に関しては、しっかりと検査をして、ほぼ問題ないだろうということを確認している。

(新山：男性)

怖いのは、今上流、下流って。空間と水の中があって、後はスポットがどこにあるか、その説明がない。上流の放射能は一体どうなっているのか。

(伊澤町長)

水に関してはまず問題ない。放射線というのは、土・汚泥などに吸着して、川が流れているから流れてくるかというとはほとんど流れてきていない。1つの例として、木戸川のダムを我々使っているが、毎日検査をして問題なしとなっている。では、湖底はどうか。湖底にはある。台風などで、外に出るかっていうと、現状検査してる中では検査数値は出ていない。河川の方の上下で高低があるわけではなく、吸着しているから出てこない。風水害で山から流れてきたときは山の線量が入ってくるので、放射線量が出てくる可能性はある。ただ、双葉町の場合、町内の河川の水は飲んでないので影響はないと思っている。

(下条：男性)

小、中学校の問題について聞きたい。今双葉町に住んでいる子どもたちは、浪江町の学校に通っているのか。通う手段はどうなっているのか。小、中学校を町の方に持って来ようという計画は始まったのですね。いつ頃に持って来ようとしているのか、どのくらいの児童、生徒の見込みなのか。結果として新しく学校を造るのに場所をどうするのか。

後、郵便局は移すらしいが、駐在所も動くのか。

(伊澤町長)

駐在所はあのままです。郵便局は旧東邦銀行の東側に建てている。

(館下教育長)

令和5年度になって学校設置検討委員会を組織させていただきまして、第2回目が終わり、第3回目は11月29日に開催する予定。どういう形の学校にしたらいいのか。北小・南小・中学校等、これらをそのまま持っていけるかというとなかなか難しい。我々町民が戻ってくるようにやっていますけど。双葉町は帰町に向けてインフラとかいろいろやってはいるが、帰町イコール学校再開というような、他の町と同じようにはならない。双葉町にはいろんな状況があるので、同時期は無理だろうと町長と話し合いをしている。まずはインフラなどを整備して、移住する住民を集めて、そこからどんな学校にしていくかということで、今進んでいるところです。双葉町内で実質義務教育に通っているのは3名。これは浪江町立の小学校と中学校に区域外就学ということで通っています。交通手段はいわきで行っているのと同じく、町の方で予算化して、送り迎えをしている。中学校は部活動もありますので、送迎は2行程で行ってる。

いわき市の仮設校舎では41名、幼稚園、小学校・中学校がある。その中で区域外は41名中、19名。浪江・大熊・富岡町から区域外就学ということで受け入れており、確かにいわき市からも来ている。いわき市からの区域外就学の要件というのがあるが、それでなかなか条例が難しい。いわきの仮設校舎は、開校して10年目になる。幼稚園の時から入って、小学校6年間ある。そのひとつの行程が終わった時に判断するのですが、双葉町といわき市教育委員会の方で協議して、学校教育という観点から受け入れている。双葉町の区域外就学を認めているのは双葉郡8町村の教育長会で、お互いさまということで、連携しながら進めている。

最後に、見通しについては、11月29日に第3回目の学校設置検討委員会を行う。町立学校の存続についてと、双葉町の学校はどういうものがいいのか。教育の魅力というのを示していかないと、子どもたちはもちろんのこと、保護者の方にも、双葉町に戻って学校

教育をしましよというこが出てこないと思う。令和5年度中には教育基本構想ということで、どこに、どんな学校を建てるのか、小学校2つ、中学校1つ、幼稚園も含め。町長と話をした中で、双葉町はまず0歳から15歳までの教育を考えていきたい。小中一貫教育というのがあるが、人数の関係で厳しいと思う。今、義務教育学校小・中一体の9年間、というものを検討している。また、検討委員会では北小、南小、中学校の校舎を使つての学校再開はないという判断。検討委員会で学校の中を見て回ったりしたが、10年以上経っているといろいろな問題が出てくる。線量は先行除染やモデル除染をやっているから大丈夫であるし、当時の私物に関しても返却など対応している。ただ、あの3つの校舎を使つての学校再開はない。新しい場所と言っても、場所も限られているので、在り方検討委員会等で意見を出し合つて、今年度中に教育基本構想として皆さんに示せるかと思う。

(下条：男性)

今北小・南小はまだあるのか。1つになったのではないのか。

(館下教育長)

現在も2校ある。

(新山：男性)

住民生活課の課長さんに聞きたいのだが、刈り取った草について、更地にしてあれだけの量のごみを出せて言われても、だいたい年に2回やらなければならないが、見たらすごい量である。刈って乾かして、そのままにしていいのか、それとも片付けなさいというのか。頼めばいいのだろうけど、お金もかかるし、除草剤もかかる。広いからそのままほっといても良いのか、どうなのか。

(中里住民生活課長)

除草に関しては、いくつかの会場でも質問があった。役場でも除草剤をお配りする制度もあるので、除草剤を申請していただければ、お配りすることができる。他にも役場の方でこういう取り組みをしてほしいという要望もいただいているので、そちらについては持ち帰つて対応していく。全部刈るのも大変ということで、町の方でもいろいろと検討していきたいと考えている。

(新山：男性)

町政懇談会はこの会場で終わりだが、各会場で色々なご意見が出てると思うが、特に変わったということや、お知らせ等はないか。

(鈴木秘書広報課主幹)

各会場でのご意見、内容に関しては、後日まとめて、皆さまにお知らせしたい。

(下条：男性)

各避難された方、生活も安定し、双葉町に戻るといふ方も少ないと聞いている。今後、固定資産税等で住民票を移すといふ方もいると思う。やむを得ずそういった事情で双葉町を離れた町民に対して、今後どのようなフォローをしていくつもりか。

(伊澤町長)

震災当時7,140人の住民基本台帳に基づく住民がいた。現在約5,400人で実際には1,100人程度住民票を移している方がいる。町の基本的な考え方としては、東日本大震災の当時に住民票があつた方、居住実態があつた方に関して、住民票を移したとしても大半

の方、双葉町から離れても関わりを持ちたいという方が、70%くらいと意向調査で出ているので、いろいろな支援策を行っていきたいと考えている。双葉町の情報を知りたいという方で、広報とかそういったものを継続して送ってほしいという方には送らせていただく。各種支援に関しても住民票を持っている、持っていないにかかわらず、支援は継続していくという考えである。

閉会 11時40分